

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
衆議院LAN用職員端末更改業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院LANに接続する本院職員用のパーソナルコンピューター及びプリンターの更改に際し、各端末に対する必要な設定並びにプリンターの設置及び撤去を行うとともに、衆議院LANシステムの設定変更等を行うものである。 両端末は、本院職員の業務遂行に資するために設置するものであり、安定かつ安全に動作することが求められる。この実現には、本院既存システムとの密接な連携や高度なセキュリティ確保が必須であり、両端末のパラメータや衆議院LANとの接続に必要な設定等について、事前に細部にわたる綿密な設計を行った上で確実な設定が必要となる。 したがって、本業務は、両端末の事前設計を行い、衆議院LAN及び各システムの構成及び設定等を熟知するとともに、本院のシステムセキュリティに関する設計思想を十分に理解した当該業者が実施する必要がある。	-	66,440,000	-	-	
令和5年度営繕積算システムRIBC2貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋 3-25-33	4010405010399	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 (一財)建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識を持つ人材を有する研究所である。 同研究所の「営繕積算システムRIBC2」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改定及び市場単価の追加に的確に対応している。また、間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。 なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権を有して、システムの貸借及びサポートについては同研究所のみが行っている。	-	1,793,440	-	-	
衆議院インターネット審議中継システム機器一式(平成27・28・30年度更改)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「平成27年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の貸借及び保守の契約締結を平成27年10月16日付で行った。 上記の借入期間は、令和元年12月10日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 同じく原契約として「平成28年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の貸借及び保守の契約締結を平成28年10月25日付で行った。 上記の借入期間は、令和2年12月15日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 同じく原契約として「平成30年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提とした機器等の貸借及び保守の契約締結を平成30年10月11日付で行った。 上記の借入期間は、令和4年11月29日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 全案件において継続使用を行うため、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで引き続き再リース及び再保守を行う。 令和5年度においても機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	50,982,030	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
平成30年度衆議院インターネット審議中継システム用ソフトウェア借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	ビット・パーク株式会 社 東京都目黒区緑が丘 2-5-10	4013201007560	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「平成30年度衆議院インターネット審議中継システム用ソフト ウェア借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提としたソフトウェ アの賃貸借及び保守の契約締結を平成30年10月4日付で、また機能追加に伴う変 更契約締結を令和4年9月28日付で行った。 上記の借入期間は、令和4年11月29日までであったが、引き続き継続使用を 行うため、再リースを行った。 本案件において継続使用を行うため、令和5年4月1日から令和6年3月31日 まで引き続き再リース及び再保守を行う。 令和5年度においてもソフトウェアを継続して借入するものであって、競争を許 さないことから、随意契約を行うものである。	-	5,071,440	-	-	
平成29年度衆議院LAN用サー バ機器一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成29年10月10日付契約の「平成29年度衆議院LAN 用サーバ機器一式借入」であり、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結 を行った。 原契約の契約期間は4年間となっており、令和3年12月3日及び令和4年4月 1日にそれぞれ再リース契約を行い、令和5年3月31日まで借入期間を延長して いる。 本件は、原契約のうち一部機器について令和5年度も継続使用を行うため、引き 続き機器を借入するものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うもの である。	-	24,081,640	-	-	
平成30年度衆議院LAN用サー バ機器一式借入(再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、平成30年10月30日付契約の「平成30年度衆議院LAN 用サーバ機器一式借入」であり、当該相手方と機器等の賃貸借及び保守の契約締結 を行った。 原契約の契約期間は4年間となっており、令和4年12月25日に満了を迎える こととなったため、同年12月26日より再リース契約を行い、令和5年3月31 日まで借入期間を延長している。 本件は、令和5年度も継続使用を行うため、引き続き機器を借入するものであ り、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	83,618,681	-	-	
本館構内防犯カメラ設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	パナソニックコネク ト株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、衆議院本館構内の防犯カメラ設備の性能、機能を原状又は運用上支障が ない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とした保守点検業務 である。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して 公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管 理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせ、設計・開発しており、製造者で なくては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機 器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要があ る。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた 期間内、又は非常に短い時間の中で、設備全体の使用に支障を来すことなく、安 全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方 以外にはない。 本設備の設置工事はパナソニックシステムネットワーク株式会社落札し、平成 25年3月19日付で契約を締結し、施工した。 なお、同社は事業再編に伴う商号変更を行い、平成29年4月1日にパナソニッ クシステムソリューションズジャパン株式会社として、令和4年4月1日にパナソ ニックコネクト株式会社として業務を継承している。 以上の理由によりパナソニックコネクト株式会社と随意契約を行うものである。	-	6,910,200	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
警備用・防災用無線設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	スイス通信システム株 式会社 東京都江東区東陽 5-28-6	5040001003497	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、電波法令の基準に基づき無線設備の機能を常に正常な状態を保持し、かつ、その機能が発揮しうよう適正で計画的な点検を行うとともに、年間を通じ、突発的な障害排除等の即時対応を実施し、安全な警備体制及び防災体制を確保することを目的とした保守点検業務である。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって制御されているため、点検整備に際して、不具合が発見された場合における臨機の措置は、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者でなければ実施できない。 当該相手方は、設置工事を一般競争入札において落札し、平成23年10月31日付で契約を締結し、本設備の構築・施工・設置を実施した。その際、事務総長の代理人として総務省への法定事務手続を代行して本設備の構成等も熟知している。したがって、本契約の目的を安全確実に履行でき、万一の臨機対応が可能なのは当該相手方以外にない。 以上の理由によりスイス通信システム株式会社と随意契約を行うものである。	-	2,068,000	-	-	
分館第十二・第十三委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	三井住友トラスト・パ ナソニックファイナ ンス株式会社 東京都港区芝浦 1-2-3	1010001146146	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、平成27年9月15日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和2年1月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,203,048	-	-	
分館第十一・第十四委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井 町4-1	7010601037788	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、平成29年9月22日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和4年1月31日をもって終了するが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	5,280,000	-	-	
分館第十七・第十八委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十七・第十八委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年を前提として、I B J L 東芝リース株式会社と平成30年9月27日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、当該相手方と随意契約を行うものである。 なお、I B J L 東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名をみずほ東芝リース株式会社と変更している。 当初契約の借入期間は令和5年1月31日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	7,698,240	-	-	
通信抑止装置レンタル業務等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	株式会社テレ・ポーズ 東京都中央区日本橋久 松町 11-6	9010001182588	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、安全保障に関する特定秘密の漏えい防止を目的に、所定のエリアにおいて通信の抑止を行うものであり、秘匿性の高い業務であることから、平成26年9月12日に指名競争入札により落札した株式会社マクロスジャパンと同日付で契約締結し、機器類の借入を随意契約にて継続してきた。 なお、株式会社マクロスジャパンは、平成29年4月3日に当該相手方を設立し事業譲渡している。 改めて同種業務の受注可能な者についての調査を行った結果、本業務を確実に履行できる者は、当該相手方以外にはないことから、株式会社テレ・ポーズと随意契約を締結することとしたい。	-	2,904,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達 (令和5年度保守)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は、令和2年10月23日付契約の「令和2年度衆議院リモートワーク用機器一式調達」であり、当該相手方と機器等の調達及び令和2年度末までの保守に関する契約締結を行った。 調達した機器は令和5年度も継続して使用するため、当該機器を安全かつ安定的に使用するに当たっては保守契約の延長が必須となることから、原契約の相手方と随意契約を行うものである。	-	7,348,000	-	-	
衆議院LANデータアクセスシステム外機器等一式(令和5年度保守)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANデータアクセスシステムは、「インターネット」と「衆議院立法情報ネットワーク」との接続を可能にするもので、これにより種々情報の検索・収集や情報発信を簡便かつ効率的に行うことを実現しており、議員の立法調査活動に資すると共に、事務局等の調査支援業務及び事務処理の効率化・高度化を図り、また「衆議院ホームページ」の公開を通じて、本院の諸活動を国民一般に広め、「開かれた国会」を実現することを目的として導入したものである。インターネットシステムについては平成8年度に、LANデータアクセスシステムについては平成9年度にそれぞれ当該相手方と契約し構築したもので、その後、平成12年度より平成25年以降も逐次更新及びシステムの機能追加等を当該相手方と契約し整備を図り、継続運用している。 その後、令和3年8月30日付契約の「衆議院BB利用システム用機器一式調達」において機器の調達、令和4年4月1日付契約の「議員会館議員室Wi-Fi整備工事」においては機器等の調達、設置等を行い運用している。 しかし、両案件とも保守及びサポート等行われなため、ソフトウェアの脆弱性、セキュリティ上の脅威にさらされることから、調達物品に対し保守及びサポート等を行うものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	4,554,000	-	-	
衆議院パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。本業務は、衆議院LANと接続するパソコン等情報端末機器を、議員の退職及び各会派の異動並びに職員の人事異動等に伴い、設置・移設・撤去等の整備を行うものである。 衆議院LANの安全で確実な稼働のためには、本業務における端末設定において、ADの識別情報や個別アプリケーションの設定、OSやアプリケーションのパッチの適用状況等について、衆議院LAN総合運用管理業務(以下「総合業務」という。)におけるネットワークや機器の設定と厳密に整合性を取りながら業務を実施していく必要がある。また、衆議院LANの重要性に鑑み、総合業務では、障害発生時に際し、臨機に措置し、即時対応する事が求められており、本業務にも総合業務との密接な連携が必須となる。 そのため、本院のネットワーク設定やセキュリティ設定及び本院の制度・事情などの制約条件を熟知した総合業務の受託者と同一の者が本業務を実施する必要がある、本業務を確実に安全に履行できる者は、当該相手方以外ではなく、随意契約を行うものである。	-	9,500ほか	-	-	単価契約 3,080 千円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
特殊電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門 1-7-12	7010401006126	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>本業務は、本院構内に設置してある特殊電話交換設備が常に正常な状態を保持し、かつ、その機能を発揮しうるよう保守点検を行うものである。</p> <p>同設備が故障による停止又は重大な機能低下を引き起こした場合の影響に鑑み、遠隔障害監視を行い、迅速な対応を可能としている。</p> <p>本業務の保守・監視対象となる交換設備は、議員の活動、国会事務、議事運営、警備連絡用等の多用途に使用されており、ひとたび障害が発生すると本院内はもとより、各関係機関に対する影響は大きなものとなる。そのため、適正で計画的な保守点検を実施することにより、その機能を維持することとともに、設備の状態を正しく捉え、障害の発生をできるだけ早期に予知、検知し、適切な保全を行う必要がある。さらには、突発的な故障による停止又は重大な機能低下に対して、必要部材の調達までをも含めた、迅速な対応が要求される。これら対応は、必須の要求である。</p> <p>本設備は用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院独自の仕様は施されており、かつ、交換機間・付属機器間での連携制御及び中央制御部等において、製造者特有の性能・機能・固有限制技術も組み込まれており、これら技術的な特殊要素を含めた的確な判断を要求している。</p> <p>当該相手方は、本業務対象交換機全ての製造者であり、要求仕様の確保、的確な設備診断の確保、迅速性の確保ができ、業務を円滑かつ適切に遂行できる。従って本業務については本設備に精通し、その技術的対応システムを構築している製造者である当該相手方と契約する必要がある。</p>	-	6,552,480	-	-	-
衆議院インターネット審議中継システム機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年7月13日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第二号</p> <p>衆議院インターネット審議中継システム（以下、「本システム」という。）は、国会審議テレビ中継映像をエンコードすることで、利用者がPC等によってリアルタイムで視聴することを可能とし、あわせて過去の審議映像を利用者の希望に応じて提供するビデオ・オン・デマンド機能も備えたものである。</p> <p>本業務は、本システムにおける機器の一部を更改するとともに、新たに過去19年間分の審議映像を視聴できるようにするための機能改修等を目的としている。その際、従来のサービスレベルを落とすことなく各種機器の設定変更を行うのであるが、その作業範囲は新規及び既存システムが混在しているため、切り替えにおいては互換性・連携性を十分考慮した上で作業を行う必要がある。また、本システムはリアルタイム性が求められることから常時安定した稼働が必須であり、基本的に現行サービスの提供を停止できないため、既設システムの運用を行いながらの検証及び構築並びに移行作業が不可欠である。さらに、万一障害が発生した場合を想定すると、迅速に切り分けを行い短時間で復旧させるためには、十分な経験と技術を有していることが求められる。</p> <p>したがって、本業務は、本システムの構築を行い、その設計思想、構成及び環境等を熟知している当該業者が実施する必要がある。</p>	-	111,100,000	-	-	-
衆議院LAN用機器バージョンアップ業務	支出負担行為担当官代理 衆議院庶務部長 梶田 秀 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年9月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号</p> <p>本業務は、衆議院LAN用機器の一部について、セキュリティの向上及び保守サポートの継続を目的としてバージョンアップ作業（以下、「バージョンアップ」という。）を行うものであり、衆議院LANのセキュリティを担保するためには不可欠である。</p> <p>本業務は、既存システムへの影響を最小限に抑えつつ、バージョンアップを行うことが必須となる。さらには、衆議院LANを利用する議員及び秘書の利便性及び衆議院LANのセキュリティ確保を前提に、トラブルの未然防止や万一の障害発生時における迅速な復旧を実現するためには、密接に連携する他のシステム及び衆議院LAN用パソコンを含む、衆議院LANの構成及び運用を総合的に考慮することが求められる。</p> <p>については、衆議院LAN及び各システムの構築及び運用を行い、その構成及び設定等を熟知している当該業者が本業務を実施する必要がある。</p>	-	5,060,000	-	-	-

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
衆議院LANシステムの機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年11月20日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第二号 本業務は、衆議院LANの基幹部分を構成するインターネットシステム及びログ 相関分析システム等の各システム、また、国会WANシステム及び政府共通ネット ワークシステムの機能を増強するものであり、その設計・構築に当たっては、既存 のサーバ機器類や各システム等との連携や一元的な管理等を考慮する必要がある。 また、今回、機能増強を行う各システムは、衆議院LAN用パソコンやLANデー タアクセスシステム等、衆議院LANを構成する様々な機器類やシステム等とも密 接に関連しており、トラブルを未然に防止するためには、衆議院LANの運用管理 業務とも密に連携を図った上で本業務を実施する必要がある。 さらに、衆議院LANは、国会議員の活動をサポートするためのサービス提供も 担っているため、作業に当たり提供サービスを停止することには厳しい制約があ り、既存システムへの影響を最小限に抑えつつ、順次切り替えを行うことが求めら れる。 したがって、本業務は、衆議院LAN並びにインターネットシステム、ログ相関 分析システム、国会WANシステム等の構築及び運用を行い、その構成及び設定等 を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	213,400,000	-	-	
衆議院LANシステム議員会館議 員会議室設置運用業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年11月22日	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 東京都千代田大手町 2-3-1	7010001064648	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院無線LANシステムとして、衆議院本館、分館、第一議員会 館、第二議員会館、第二別館に通信事業者を問わない無線LAN環境を整備し、議 会運営に係る調査等を行う利用者を対象にインターネット接続環境を提供し、利便 性の向上を図るとともに、緊急時においても有効に活用できる通信手段を確保す るものであるが、今般新たに第一議員会館、第二議員会館の会議室等へ拡充を行う ものである。 その拡充に当たっては、同システムへの接続方式が一部独自に開発されているほ か、本院専用の設定を行っており、本院独自のパスワードやID管理にてセキュリ ティと利便性を両立させているため、それらを考慮しながら品質基準を満たす必要 がある。 また、同システムは平成28年度から当該相手方と機器を含むシステム及び回線 の提供並びに管理・保守運用を一式として契約しているが、無線LAN環境の拡充 計画の策定や、不正利用の監視のために、接続状況や通信ログの監視・管理報告、 セキュリティ確保のための一定頻度におけるパスワードの変更等も併せて行ってい る。 さらに、同システムにおいて、保守運用体制は24時間365日の窓口対応を要 求しており、あらゆる障害・問い合わせについて一元化している。これにより、障 害等でも迅速な事態収束を行い、再発防止策を講じる事で、利用者へのサービス品 質を向上させているとともに、接続可能なサポート体制が確保されている。 なお、令和2年11月24日、議院運営委員会理事会決定「ICT活用の推進等 に関する申合せ」において、事務局に対しWi-Fi環境の整備促進の指示がなされた ことから、本業務においても速やかな実施が求められているところである。 以上の理由により、本業務は、同システムの構築及び管理・保守・監視を行い、 その構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	5,027,000	-	-	
衆議院国家公務員カード（2次発 行済みカード）の調達	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和5年11月27日	富士電機ITソリュー ション株式会社 東京都千代田区外神田 6-15-12	9010001087242	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムは、令和5年9月1日に 東京センチュリーリース(株)と賃貸借契約を締結し、下請負契約を承認した富士電 機ITソリューション(株)が本院の独自仕様を実装して構築したシステムを使用して いる。 本業務で調達する衆議院国家公務員カード（2次発行済みカード）は当該システ ムにおいて制御できる唯一のカードであり、かつ当該システムは入退管理のセキュ リティ上第三者に技術情報を開示することはできない。 したがって、衆議院国家公務員カード（2次発行済みカード）の調達をするため には、衆議院国家公務員カード等発行管理・入退管理システムを構築した富士電機 ITソリューション(株)と契約する必要がある。	-	10,175,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
議長・副議長公邸防犯カメラ設備 点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和6年1月12日	NECネットエスアイ 株式会社 東京都港区芝浦 3-9-14	6010001135680	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件はNECネットエスアイ株式会社が一般競争入札において落札、契約を締結し、設置工事を施工した設備の点検整備業務である。 本件は、対象設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態で回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とし、実施するものである。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の点検整備であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせて、設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の中で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。	-	3,025,000	-	-	
本館本会議場・第一委員室テレビ 中継用カメラ装置一式賃貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和6年1月29日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、本館本会議場・第一委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間で前掲として、I B J L東芝リース株式会社と令和元年10月10日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、当該相手方と随意契約を行うものである。 なお、I B J L東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名をみずほ東芝リース株式会社と変更している。 当初契約の借入期間は令和6年1月31日をもって終了するが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,403,820	-	-	
衆議院LAN用議員パソコンOS アップデート検証等業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和6年3月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第二号 本業務は、衆議院LANに接続する議員事務室及び会派控室等用パーソナルコンピュータ（以下「議員パソコン」という。）のオペレーティングシステム（以下「OS」という。）をアップデートするに当たり、動作検証並びに本院環境下での使用に必要なパラメータの確認及び設計等を行うとともに、アップデートに先立ち必要となる資産管理サーバのバージョンアップ等を行うものである。 議員パソコンは、本院議員等が使用するものであるため、確実にOSがアップデートされ、適用後も安定動作することが強く求められる。このため、事前に細部にわたって動作検証及び各種パラメータの調査を行い、本院各システムとの連携を考慮した上で綿密な設計等を行うことが不可欠となる。また、資産管理サーバのバージョンアップ等は、議員パソコン及び衆議院LANのセキュリティ確保のためにも必須である。 したがって、本業務は、議員パソコンの導入に当たり設計を行い、衆議院LAN及び各システムの構成及び設定等を熟知するとともに、本院におけるシステムセキュリティの基本方針を十分に理解した当該業者が実施する必要がある。	-	31,900,000	-	-	